



# 宮 崎 県 公 報

平成19年5月10日(木曜日) 第 1877 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課) 1

### 告 示

- 歳入の徴収の事務の委託……………(総務課) 1
- 道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(5件)……………( “ ) 2
- 都市計画事業の変更の認可(2件)……………(公園下水道課) 3
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 4
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定……………( “ ) 4

### 訓 令 甲

○危機管理局設置規程の一部を改正する訓令……(行政経営課) 4

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……(農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( “ ) 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………( “ ) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 6
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取り消し……………(管理課) 6
- 落札者等の公告…………… 8

### 病院局公告

○入札公告…………… 8

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第四十七号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年宮崎県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別記様式第二十号中

リハビリテーション					を
休 業					
アフターケア					

  

リハビリテーション					に改
アフターケア					

める。

### 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第十七条第一項各号の規定は、

この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後には、いかなる事由が生じた福祉事業についても適用し、施行日前に行なうべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

## 告 示

### 宮崎県告示第 456号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成19年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮及び宮崎県東京フロントオフィスの利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 宮崎県告示第 457号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年5月10日から平成19年5月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字椎ノ 元4287番 1 地先から同 郡同町同大 字同字4287 番 1 地先ま で	旧	19.2 ～ 24.4	24.2
				新	27.0 ～ 38.8	

**宮崎県告示第 458号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	都城市高崎 町大牟田字 平 815番 1 地先から同 市同町大牟 田同字 843 番11地先ま で	旧	11.0 ～ 19.0	90.5
				新	13.5 ～ 27.5	

**宮崎県告示第 459号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字山 王前1115番 1 地先から 同市同大字 字三反 706 番 1 地先ま で	旧	5.5 ～ 19.5	365.0
				新	12.5 ～ 34.5	

			で	
--	--	--	---	--

**宮崎県告示第 460号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎郡清武 町大字船引 字下少路70 80番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字7074番 6 地先まで	旧	9.5 ～ 12.5	80.0
				新	17.0 ～ 20.0	

**宮崎県告示第 461号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市金田 町1953番 1 地先から同 市同町1960 番 1 地先ま で	旧	8.0 ～ 8.7	108.0
				新	19.5 ～ 21.5	

**宮崎県告示第 462号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字椎ノ 元4287番 1 地先から同 郡同町同大 字同字4287 番 1 地先ま で	平成19年 5 月10日

**宮崎県告示第 463号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	都城市高崎 町大牟田字 平 815番 1 地先から同 市同町大牟 田同字 843 番11地先ま で	平成19年 5 月10日

**宮崎県告示第 464号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字山 王前1115番 1 地先から 同市同大字 字三反 706 番 1 地先ま で	平成19年 5 月10日

			で	
--	--	--	---	--

**宮崎県告示第 465号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎郡清武 町大字船引 字下少路70 80番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字7074番 6 地先まで	平成19年 5 月10日

**宮崎県告示第 466号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月10日から平成19年 5 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市金田 町1953番 1 地先から同 市同町1960 番 1 地先ま で	平成19年 5 月10日

**宮崎県告示第 467号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 599号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 佐土原公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和58年2月26日から平成24年3月31日まで

4 事業地  
 収用の部分  
 宮崎県佐土原町大字下田島字広瀬川四番を宮崎県宮崎市佐土原町下田島字広瀬川四番に変更し、宮崎県宮崎市佐土原町下田島字瀬口柳馬場を追加する。  
 使用の部分  
 宮崎県佐土原町大字下田島字広瀬川四番を宮崎県宮崎市佐土原町下田島字広瀬川四番に変更する。

宮崎県告示第 468号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成16年宮崎県告示第 220号による田野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
田野都市計画下水道事業 田野公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年 9 月22日から平成23年 3 月31日まで
- 4 事業地  
 収用の部分  
 宮崎郡田野町字萩ヶ瀬地内を宮崎市田野町字萩ヶ瀬地内に変更する。  
 使用の部分  
 平成16年宮崎県告示 220号の事業地に、字井倉、字前田および字大手原の一部を追加する。

宮崎県告示第四百六十九号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年宮崎県規則第十一号）第十一條第五項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成 19 年 5 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
小林市大字 細野四一七 一二 終崎 銃砲火薬店	社団法人宮 崎県猟友会	小林市大字 南西方六二 五七―三五 永田睦男 宅内	社団法人宮 崎県猟友会	平成十九 年四月二 十六日

宮崎県告示第四百七十号

宮崎県収入証紙条例（昭和三十九年宮崎県例第三十四号）第五條第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
小林市大字細野四一七 番地三	終崎銃砲火薬店 終崎 芳	平成十九年五 月一日

訓 令 甲

危機管理局設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
 平成十九年五月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十八号

本 庁  
各出先機関

危機管理局設置規程の一部を改正する訓令

危機管理局設置規程（平成十六年訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

- 第三條の表危機管理室の項中第八号を削る。
- 第八條を第九條とし、第七條の次に次の一条を加える。  
（総務事務）

第八條 管理局の総務事務は、総務部総務課及び総務事務センターにおいて処理する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	瀬戸山 博 好	小林市大字細野4000番地
理 事	吉 元 隆 利	小林市大字細野4667番地 1
理 事	志戸本 俊太郎	小林市大字細野4626番地
理 事	宮 原 義 久	小林市大字細野2879番地
理 事	田 代 正 八	小林市大字細野4467番地
理 事	吹 田 憲 明	小林市大字細野2860番地 3
理 事	内 永 信一郎	小林市大字細野4070番地
理 事	坂 元 篤 雄	小林市大字細野2935番地 3
理 事	高 辺 芳 子	小林市大字細野3152番地
理 事	山 形 修	小林市大字細野5032番地

理 事	田 口 恵 子	小林市大字細野2014番地 6
監 事	前 原 利 男	小林市大字細野4308番地 3
監 事	谷 山 巳 知 雄	小林市大字細野4561番地ロの 1

(任期：平成21年 3 月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	瀬戸山 博 好	小林市大字細野4000番地
理 事	水 増 敏 昭	小林市大字細野4674番地20
理 事	中 園 靖 穹	小林市大字細野4613番地 3
理 事	南 雑 隆 旺	小林市大字細野4629番地
理 事	山 田 清 次	小林市大字細野2883番地
理 事	東 園 節	小林市大字細野2861番地の 2
理 事	内 永 信 一 郎	小林市大字細野4070番地
理 事	坂 元 宏 康	小林市大字細野2933番地
理 事	東 園 浩 二	小林市大字細野3260番地
理 事	内 村 文 人	小林市大字細野5066番地 3
理 事	新 竹 昇	小林市大字細野1715番地
監 事	末 岡 優	小林市大字細野4480番地 7
監 事	前 原 利 男	小林市大字細野4308番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	大 部 実 男	小林市大字真方3742番地の 3
理 事	吉 蘭 ツキエ	小林市大字真方3912番地
理 事	鷗 野 宝	小林市大字東方6234番地

理 事	今別府 久 男	小林市大字北西方5893番地
理 事	今別府 富士男	小林市大字北西方4880番地の28
理 事	上 野 憲 男	小林市大字真方1554番地
監 事	海 蔵 初 明	小林市大字東方6103番地の22
監 事	今別府 健 作	小林市大字北西方5758番地

(任期：平成21年 3 月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	神之蘭 正 秋	小林市大字北西方5269番地
理 事	今別府 久 男	小林市大字北西方5893番地
理 事	川 野 正 悟	小林市大字北西方4284番地の 4
理 事	鷗 野 雪 男	小林市大字東方5615番地の 2
理 事	知 覧 喜 作	小林市大字真方3894番地
理 事	上 野 憲 男	小林市大字真方1554番地
監 事	神之蘭 正 弘	小林市大字北西方4511番地 2
監 事	今別府 健 作	小林市大字北西方5758番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市大字北西方5350番地 1
理 事	大 部 蘭 勉	小林市大字真方3717番地
理 事	宮 窪 利 則	小林市大字真方2789番地
理 事	永 井 広 行	小林市大字真方4289番地
理 事	下 村 敏	小林市大字真方3125番地 2
理 事	鷗 野 淳 一	小林市大字真方4424番地
理 事	柞 木 宗 五 郎	小林市大字細野 220番地
理 事	倉 蘭 良 雄	小林市大字真方3252番地

監 事	市 谷 次 作	小林市大字真方3483番地 1
監 事	大 部 蘭 敏	小林市大字真方3649番地

(任期：平成22年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市大字北西方5350番地 1
理 事	大 部 蘭 勉	小林市大字真方3717番地
理 事	今屋敷 勇	小林市大字真方3259番地 5
理 事	永 井 広 行	小林市大字真方4289番地
理 事	下 村 敏	小林市大字真方3125番地 2
理 事	鶴 野 淳 一	小林市大字真方4424番地
理 事	柞 木 宗五郎	小林市大字細野 220番地
理 事	小 角 真	小林市大字真方2941番地
監 事	市 谷 次 作	小林市大字真方3483番地 1
監 事	大 部 蘭 敏	小林市大字真方3649番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	壺 岐 健 一	新富町大字日置 604番地

(任期：平成20年 4 月28日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、酒谷地区県営土地改良事業（日南市、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年 5 月10日から平成19年 6 月 7 日まで

3 縦覧場所

日南市役所

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
費 波	南 郷 町	農地保全整備事業	平成19年 3 月19日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第 891号	(株)園田工務店	園田 宗明	宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋1980- 1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業	平成19年 3 月13日付けで廃業した旨の届	平成19年 3 月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1194号	(株)長田組	長田 信輝	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末5871- 2	一般	管工事業、造園工事業	平成19年 3 月27日 "	平成19年 3 月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第1194号	(株)長田組	長田 信輝	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末5871- 2	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成19年 3 月27日 "	平成19年 3 月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1218号	港建設	港 保	宮崎県延岡市牧町4563	一般	建築工事業、大工工事業	平成19年 3 月30日 "	平成19年 3 月30日 (全廃業)

## 宮 崎 県 公 報

平成 19 年 5 月 10 日 (木曜日) 第 1877 号

宮崎県知事許可 (般-16)第1680号	春山建設工業 (株)	春山 義正	宮崎県宮崎市 田野町乙9525	一般	建築工事業	平成19年3月 29日付けで廃 業した旨の届	平成19年3月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第1877号	谷口鉄工(有)	谷口 榮一	宮崎県串間市 大字西方2866	一般	土木工事業、建築工 事業、鋼構造物工事 業	平成19年3月 6日 "	平成19年3月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第2259号	(株)吉野建設	吉野 文教	宮崎県宮崎市 小松台東1- 10-12	一般	建築工事業、大工工 事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブ ロック工事業、内装 仕上工事業	平成19年3月 20日 "	平成19年3月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第2481号	(有)新名建設	土田 博文	宮崎県日向市 東郷町山陰 8 74	一般	造園工事業	平成19年3月 15日 "	平成19年3月15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第2622号	工藤組	工藤 義一	宮崎県宮崎市 祇園3-83	一般	左官工事業	平成19年4月 9日 "	平成19年4月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第3089号	(有)畑中組	畑中 良子	宮崎県都城市 千町4997-4	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成19年3月 30日 "	平成19年3月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第4254号	浜砂塗装	浜砂 満雄	宮崎県西都市 大字右松2029	一般	左官工事業、屋根工 事業、板金工事業、 ガラス工事業、建具 工事業	平成19年3月 28日 "	平成19年3月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第4806号	(有)フタバ水道 設備	徳永 正治	宮崎県延岡市 古城町5-1 68	一般	土木工事業、管工事 業、水道施設工事業、 消防施設工事業	平成19年3月 16日 "	平成19年3月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第4879号	木野工務店	木野 秋生	宮崎県西臼杵 郡日之影町大 字七折1888	一般	建築工事業	平成19年3月 30日 "	平成19年3月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7055号	(有)別府建設	下別府 初	宮崎県小林市 大字北西方12 92	一般	管工事業	平成19年3月 30日 "	平成19年3月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7350号	(有)佐伯開発	佐伯 和敏	宮崎県宮崎市 恒久6-15- 2	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事 業	平成19年3月 29日 "	平成19年3月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9066号	(有)嶋田建設	嶋田 均	宮崎県東諸県 郡国富町大字 三名4062-1	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゅん せつ工事業、塗装工 事業、水道施設工事 業	平成19年3月 28日 "	平成19年3月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第9709号	(株)峰彰鐵工	鎌田 幸代	宮崎県西諸県 郡野尻町大字 紙屋 829-6	一般	土木工事業、建築工 事業、ほ装工事業、 水道施設工事業	平成19年3月 19日 "	平成19年3月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第 10262 号	日成工(有)	宇田津 毅彦	宮崎県児湯郡 川南町大字川 南 23607	一般	土木工事業、建築工 事業、とび・土工工 事業、石工事業、鋼 構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ 工事業、水道施設工 事業	平成19年4月 5日 "	平成19年4月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第 11725 号	工藤管工業	工藤 和隆	宮崎県東臼杵 郡門川町庵川 西3-38-3	一般	管工事業	平成19年3月 30日 "	平成19年3月30日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (特-18)第 12050 号	旭建設(株)	黒木 繁人	宮崎県日向市 向江町 1 - 2 00	特定	建築工事業、大工工 事業、左官工事業、 屋根工事業、タイル ・れんが・ブロック 工事業、鉄筋工事業、 板金工事業、ガラス 工事業、防水工事業、 内装仕上工事業、熱 絶縁工事業、建具工 事業	平成19年 4 月 11日付けで廃 業した旨の届	平成19年 4 月11日 (一部廃業)
-------------------------------	--------	-------	---------------------------	----	---	--------------------------------	------------------------

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
宮崎港曳船作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年 3 月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港 1 丁目16番地
- 5 落札金額  
73,500,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年 2 月13日

**病院局公告**

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。  
平成19年 5 月10日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量 A重油 J I S 1 種 2 号  
834キロリットル (予定数量)
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期間 平成19年 7 月 1 日から平成19年 9 月30日まで
  - (4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所
  - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
    - ア 平成19年宮崎県告示第 339号に規定する資格を有する者で、営業種目が燃料類、種目が石油製品のものであること。
    - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすこと

を証明する書類 (以下「証明書」という。)を平成19年 6 月15日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7062
  - (2) 期間 平成19年 5 月10日から平成19年 6 月25日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 4 時まで。)
- 4 入札説明書の交付場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号
  - (2) 期間 平成19年 5 月10日から平成19年 6 月25日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 4 時まで。)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
  - (2) 提出期限 平成19年 6 月25日 午後 5 時
  - (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 6 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 宮崎県庁 3 号館 5 階会議室 351号室
  - (2) 日時 平成19年 6 月26日 午前11時
- 7 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項  
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課経営企画担当  
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7062
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary



- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Heavy Oil JIS Class 1 No. 2. 834 kl (approximate quantity)
- (2) Deadline for submitting a bid: 5:00 p.m. on 25 June, 2007
- (3) Contact: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10, Tachibanadori Higashi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan.  
TEL: 0985-26-7062

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年4月16日現在次のとおりである。

平成19年5月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,838人
選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数	223,645人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年4月16日現在次のとおりである。

平成19年5月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,936人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,838人
宮崎郡選挙区	7,355人
北諸県郡選挙区	6,451人
西諸県郡選挙区	5,500人
東諸県郡選挙区	8,136人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,536人
東臼杵郡選挙区	8,883人